

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和6年4月16日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

(1) 業務名

令和6年度山口県奨学金返還支援制度創設奨励金支給業務

(2) 業務内容

「令和6年度山口県奨学金返還支援制度創設奨励金支給業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

山口県内、オンライン

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という。）、又は、次の(1)から(2)までの要件をすべて満たす者により構成される共同企業体で、共同企業体の代表企業が次の(3)を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。

(3) 山口県内に事業所を有すること。

3 応募要項の配布

(1) 場所

山口県労働政策課のホームページに掲載するので、ダウンロードしてください。

①掲載先URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/251963.html>

②ホームページのタイトル

令和6年度山口県奨学金返還支援制度創設奨励金支給業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について

(2) 日時

令和6年4月16日(火) 午前10時から令和6年4月30日(火) 午後3時まで

4 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールによること。

(2) 提出場所

山口市滝町1番1号

山口県産業労働部労働政策課雇用・労働企画班

(3) 受領期限

令和6年4月30日(火) 午後3時

5 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参又は郵送すること。

(2) 提出場所

山口市滝町1番1号

山口県産業労働部労働政策課雇用・労働企画班

(3) 受領期限

令和6年5月13日(月) 午後3時

6 審査

最も優れた企画提案書を提出した者に係る審査は、令和6年度山口県奨学金返還支援制度創設奨励金支給業務審査委員会により、令和6年5月下旬までに実施する。

7 その他

(1) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また提出された企画提案書の訂正、差し替えは、認めない。

(3) 1つの法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

- (4) 1つの実施地域について、同一法人が複数の企画提案を行うことはできない。
- (5) 詳細については、山口県産業労働部労働政策課（電話083-933-3254）に問い合わせること。